

契約締結前の書面交付等義務に関するQ&A
(改訂4版)

平成23年4月

日本証券業協会

1. 契約締結前の書面交付等義務関係

問1 「契約締結前交付書面」とはどのようなものですか。

答： 「契約締結前交付書面」とは、金融商品取引業者等と利用者との情報格差を改善するための方策として、金融商品販売法上の説明義務とほぼ同内容の説明義務が金融商品取引法（以下「金商法」という。）上の行為規制の一つとして位置付けられたことに伴い、金融商品取引業者等が金融商品取引契約を締結しようとするときに、あらかじめ、顧客（特定投資家を除く。以下同じ。）に対して交付することが義務付けられる、当該契約の概要、手数料やリスク等を記載した書面を指します。

「金融商品取引契約」とは、金商法第2条第8項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約を指しますので、例えば、顧客が取引に係る口座を開設する際、上場株券、投資信託や債券の取引を行う際などに、あらかじめ、契約締結前交付書面を交付することとなります。

注) 上場有価証券等（国内外の取引所市場又は店頭市場において取引されている有価証券（カバードワラントを除く。）をいう。以下同じ。）の取引（信用取引及び発行日取引を除く。以下「上場有価証券等売買等」という。）については、契約締結前交付書面に代えて「上場有価証券等書面」を交付することでも良いとされております。

また、金融商品を販売する際に目論見書を交付する場合には、契約締結前交付書面に代えて、当該目論見書と、当該目論見書に記載されていない契約締結前交付書面の記載事項等を補完する書面を一体としたもの（以下「一体化目論見書」という。）を交付することでも良いとされております。

参考条文等：法第37条の3、金商業等府令第80条第1項

問2 新たに取り取引を開始しようとする顧客（新規顧客）に対しては、まずどのような契約締結前交付書面を交付する必要がありますか。

答： 金商法施行日（施行日：平成19年9月30日）以降、新たに取り取引を開始するために、証券取引総合口座を開設する顧客に対しては、取引に係る口座（保護預り口座、外国証券取引口座及び振替決済口座をいい、以下「口座」という。）を開設する前までに、有価証券管理業務に関する契約締結前交付書面を交付するとともに、証券取引総合口座専用ファンド（MRF）の一体化目論見書を交付することとなります。

なお、金商法施行前に既に口座を開設している顧客（以下「既存顧客」という。）に対しては、当該契約締結前交付書面を交付する義務はなく、また、金商法施行前に既に証券取引総合口座を開設している顧客に対しては、再度、MRFの一体化目論見書を交付する義務はありません。

また、証券取引総合口座を開設した以降のMRFの買付け若しくは解約又は収益分配金によるMRFの自動買付けについては、一体化目論見書を交付する必要はないこととされています。

参考条文等：法第37条の3、金商業等府令第80条第1項第5号、パブコメ回答P279(No. 43～46)

問3 上場有価証券の取引を行う顧客に対し、契約締結前交付書面（上場有価証券等書面）は、どのタイミングで交付することになりますか。

答： 金商法施行日（施行日：平成19年9月30日）以降、上場有価証券等売買等を行う顧客に対しては、原則として売買等の都度、当該売買等を行う前までに契約締結前交付書面又は上場有価証券等書面を交付する必要があります。（以下、問3では、上場有価証券等書面を使用するケースについて記載します。）

なお、上場有価証券等売買等を行う前1年以内に、顧客に対して上場有価証券等書面を交付している場合には、改めて上場有価証券等書面を交付する必要はありません。また、顧客が上場有価証券等書面を交付した日から1年以内に上場有価証券等売買等を行った場合には、当該売買等を行った日において上場有価証券等書面を交付したものとみなされます。

また、上場有価証券等を購入した顧客が同一業者を通じて売却する場合等については、上場有価証券等書面の交付の必要はありません。

既存顧客の上場有価証券等売買等については、経過措置として、次のとおり、上場有価証券等書面を交付すれば良いとされております。

- ① 金商法施行日前に上場有価証券等書面を交付する方法（施行前に書面を交付した日を交付した日とみなす。）
- ② 金商法施行日以降3か月以内に対象顧客に係る取引残高報告書の報告対象期間の末日が属する場合には、取引残高報告書を交付するまでの間に、属さない場合には、施行後6か月以内の間に、上場有価証券等書面を交付する方法

参考条文等：法第37条の3、金商業等府令第80条第1項、第3項、附則第2条、第13条、パブコメ回答 P271 (No. 1～10)

問4 信用取引や有価証券関連の市場デリバティブ取引を行う顧客に対し、契約締結前交付書面は、どのタイミングで交付することになりますか。

答： 金商法施行日（施行日：平成19年9月30日）以降、信用取引や有価証券関連の市場デリバティブ取引（以下「信用取引等」という。）を行う顧客に対しては、原則として取引の都度、当該取引を行う前までに、契約締結前交付書面を交付する必要があります。

なお、信用取引等を行う前1年以内に、顧客に対して当該信用取引等と「同種」の契約締結前交付書面を交付している場合には、改めて契約締結前交付書面を交付する必要はありません。また、顧客が契約締結前交付書面を交付した日から1年以内に「同種」の信用取引等を行った場合には、当該取引を行った日において、契約締結前交付書面を交付したものとみなされます。

また、信用取引等においても、上場有価証券等と同様に、同一業者を通じて売却する場合等については契約締結前交付書面の交付の必要はありません。

既存顧客の信用取引等については、経過措置として、次のとおり、契約締結前交付書面を交付すれば良いとされております。

- ① 金商法施行日前に契約締結前交付書面を交付する方法（施行前に書面を交付した日を交付した日とみなす。）
- ② 金商法施行日以降3か月以内に対象顧客に係る取引残高報告書の報告対象期間の末日が属する場合には、取引残高報告書を交付するまでの間に、属さない場合には、施行後6か月以内の間に、契約締結前交付書面を交付する方法

参考条文等：法第37条の3、金商業等府令第80条第1項、第4項、附則第4条、第14条、パブコメ回答 P271 (No. 1～10)

問5 投資信託を購入する顧客に対し、契約締結前交付書面又は一体化目論見書は、どのタイミングで交付することになりますか。

答： 金商法施行日（施行日：平成19年9月30日）以降、投資信託（上場投資信託、MRFを除く。以下同じ。）の取引を行う顧客に対しては、原則として取引の都度、当該取引を行う前までに、契約締結前交付書面又は一体化目論見書を交付する必要があります。（以下、問5では、一体化目論見書を使用するケースについて記載します。）

なお、投資信託の取引を行う前（上場有価証券等書面や契約締結前交付書面のような過去1年以内の期限はありません。）に、顧客に対して同一銘柄に係る一体化目論見書を交付している場合には、契約締結前交付書面の記載事項に変更がない限りにおいて、改めて一体化目論見書を交付する必要はありません。

ただし、次の顧客には、一体化目論見書の交付は必要ありません。

- ① 目論見書の交付を受けないことについて同意した次の顧客
 - イ. 同一の投資信託を所有する顧客
 - ロ. その同居者が既に目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる顧客
- ② 投資信託を換金（解約、買取り等）する顧客
- ③ 累積投資契約に基づき投資信託を買い付ける顧客（当初の買付けを除く。）
- ④ 投資信託の収益分配金により同一の投資信託が自動買付けされる顧客

既存顧客が投資信託（MMF及び外貨建MMFを除く。）を購入する場合については、経過措置として、次のとおり、一体化目論見書又は契約締結前交付書面を交付すれば良いとされております。

- ① 金商法施行日前に一体化目論見書を交付する方法
- ② 金商法施行日以降3か月以内に行われる投資信託の取引について、約定締結後遅滞なく、契約締結前交付書面を交付する方法

また、既存顧客がMMF及び外貨建MMFを購入する場合については、経過措置として、次のとおり、一体化目論見書を交付すれば良いとされております。

- ① 金商法施行日前に一体化目論見書を交付する方法
- ② 金商法施行日以降3か月以内に対象顧客に係る取引残高報告書の報告対象期間の末日が属する場合には、取引残高報告書を交付するまでの間に、属さない場合には、施行後6か月以内の間に、一体化目論見書を交付する方法

参考条文等：法第37条の3、金商業等府令第80条第1項、附則第3条、第5条、第15条

問6 非上場の債券の取引を行う顧客に対し、契約締結前交付書面は、どのタイミングで交付することになりますか。

答： 金商法施行日（施行日：平成19年9月30日）以降、非上場の国債、地方債、政府保証債、財投機関債、社債など（外国で発行されたものを含む。以下「国内外公社債」という。）の取引を行う顧客に対しては、原則として取引の都度、当該取引を行う前までに、契約締結前交付書面を交付する必要があります。

一方、国内外公社債の取引を行う前1年以内に、顧客に対して当該国内外公社債と「同種」の契約締結前交付書面を交付している場合には、改めて契約締結前交付書面を交付する必要はありません。また、顧客が契約締結前交付書面を交付した日から1年以内に「同種」の国内外公社債の取引を行った場合には、当該取引を行った日において、契約締結前交付書面を交付したものとみなされます（以下「ロールオーバー」という。）。

なお、平成19年8月29日付け協会員通知「債券等の契約締結前交付書面の参考様式の御送付について」（日証協（自）19第40号）においては、一切の特別な仕組みを含まない基本的な確定利付債、割引債等を想定した契約締結前交付書面の参考様式として、3種類（個人向け国債、円貨建て債券、外貨建て債券）をお示ししていますが、一方で、債券の「同種」の考え方は、基本的には、以下のとおりと考えられます。

- ① 金商法第2条第1項各号に列挙されている債券ごとに種類が異なります。さらに、例えば金商法第2条第1項第5号に掲げられている「社債券」であっても、普通社債、新株予約権付社債など、社内通念に照らして種類が異なると考えられるものもあります。
- ② 発行体の信用リスクに大きな差異がある債券（例えば、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものとそれ以外）では種類が異なります。
- ③ 取引通貨が異なる債券（例えば、通貨の交換に制限が付されているものとそれ以外）では種類が異なります。

したがって、例えば、円貨建て債券の契約締結前交付書面を交付してから1年以内に普通社債の取引があったとしても、新株予約権付社債など、上記①～③に照らして種類が異なると考えられる債券についてはロールオーバーされませんので、それぞれの債券の種類に応じた書面交付の時期等には十分留意する必要があります。

また、国内外公社債の取引においても、上場有価証券等と同様に、同一業者を通じて売却する場合等については契約締結前交付書面の交付の必要はありません。

既存顧客の国内外公社債の取引については、経過措置として、次のとおり、契約締結前交付書面を交付すれば良いとされております。

- ① 金商法施行日前に契約締結前交付書面を交付する方法(施行前に書面を交付した日を交付した日とみなす。)
- ② 金商法施行日以降 3 か月以内に行われる国内外公社債の取引について、約定締結後遅滞なく、契約締結前交付書面を交付する方法

参考条文等：法第 37 条の 3、金商業等府令第 80 条第 1 項、附則第 5 条、第 14 条パブコメ
回答 P322 (No. 20~28)

問7 登録金融機関が、金融商品取引業者の委託を受けて金融商品仲介行為を行う場合に、契約締結前交付書面の交付・説明義務はどちらに適用されることとなるか。

答： 登録金融機関が、金融商品取引業者の委託を受けて金融商品仲介行為を行う場合には、当該「金融商品仲介行為」は原則として、「金融商品取引契約」の定義である「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為を行うことを内容とする契約」（金商法第34条）を締結しようとする行為には該当せず、契約締結前の書面交付義務の直接の対象とはならないため、契約締結前交付書面の交付・説明義務は、当該委託をした金融商品取引業者が負うものと考えられます。

なお、金融商品仲介行為という業務形態を鑑みるに、委託をした金融商品取引業者は、顧客に対する契約締結前交付書面の交付・説明を、登録金融機関を介して行うことも差し支えないと考えられます。

また、金融商品仲介行為を行う登録金融機関に対しては、基本的には、監督当局により直接監督が行われることとなりますが、委託をした金融商品取引業者においても、登録金融機関が行う金融商品仲介行為に対し、業務委託契約に基づく責任という意味において、一定の責任を負うものと考えられます。

一方で、登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて、例えば、投資信託の募集の取扱いを行う行為などは、あくまで金融商品取引業者からの委託を受け、当該金融商品取引業者のために行うという実態面において、金融商品仲介行為と何ら異なることから、契約締結前交付書面の交付・説明義務は、当該委託をした金融商品取引業者が負うべきものと考えられます。

参考条文等：パブコメ回答 P285 (No. 72~78)、パブコメ（監督指針）回答 (No. 173)

問8 累積投資契約が付された投資信託を買い付ける顧客に対して、一体化目論見書は、どのタイミングで交付することになりますか。

また、累積投資契約のうち、財形貯蓄やミリオンについては、一体化目論見書をどのように交付し、説明を行うべきですか。

答： 累積投資契約が付された投資信託を買い付ける顧客に対しては、当初の買付けに先立ち目論見書を交付する際に、一体化目論見書を交付すべきであると考えられます。

なお、累積投資契約のうち、財形貯蓄やミリオンなど、事業会社の従業員等との間で、投資信託の買付けに係る金融商品取引契約を締結する場合には、金融商品取引業者と当該従業員等との間に直接の接点がないことから、基本的には当該事業会社の担当部署を通じて一体化目論見書の交付を行うとともに、例えば、一体として交付する書面上に問い合わせ先を分かりやすく明示し、かつ、当該従業員からの問い合わせに対して適切に対応できる体制を整備するなどの方法により、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第117条第1項第1号を踏まえた説明義務を果たす必要があると考えられます。

参考条文等：金商業等府令第80条第1項第5号、第117条第1項

問9 上場有価証券等書面及び契約締結前交付書面については、交付した日から1年以内に契約締結を行った場合に、当該締結日においてこれらの書面を交付したものとみなす旨が規定されていますが、当初交付日以降に、顧客が支払うべき手数料などに変更が生じた場合にはどのように対応すべきですか。

答： 基本的に、過去1年以内に上場有価証券等書面を交付している場合において、新規に上場有価証券等売買等に係る金融商品取引契約を締結するときには契約締結前交付書面の交付は要しないとされており。

また、契約締結前1年以内に当該契約と「同種」の内容の契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合においても、契約締結前交付書面の交付は要しないとされています。

ただし、顧客が支払うべき手数料を引き上げた場合など、顧客との間の金融商品取引契約の内容に直接的に影響を及ぼすと考えられる事項について変更があったときは、当該変更後に顧客が初めて取引を行うまでの間に、変更後の内容がわかる書面を交付する必要があると考えられます。一方で、例えば、金融商品取引業者等の概要のうち、資本金の額や所在地の変更など、顧客との間の金融商品取引契約の内容には直接的に影響を及ぼさないと考えられる事項の変更であっても、合理的な期間内において、速やかに顧客に対して変更後の内容がわかる書面を交付することが望ましいと考えられます。

なお、手数料は、「上限額」を表示することも可能とされていますので、例えば、手数料の割引キャンペーンを実施するような場合においては、既に顧客に交付している契約締結前交付書面等に記載されている手数料を「上限額」と捉えることにより、変更後の書面を交付する必要はないと考えられます。

参考条文等：金商業等府令第80条第1項第1号、第2号、パブコメ回答P335 (No. 77)

問 10 上場有価証券等書面及び契約締結前交付書面は、金融商品取引契約の締結前1年以内に顧客に対して書面を交付している場合には、改めて書面を交付する必要はないこととされていますが、「金融商品取引契約の締結」が行われた日はどのように考えればよいですか。

答： 上場有価証券等書面及び契約締結前交付書面は、「金融商品取引契約」の締結前1年以内に顧客に対して「書面を交付」している場合には、改めて書面を交付する必要はないこととされています。また、上場有価証券等書面及び契約締結前交付書面は、「書面を交付した日」から1年以内に当該書面に係る「金融商品取引契約」と同種の内容の金融商品取引契約（店頭デリバティブ取引契約を除く。）の締結を行った場合には、当該締結の日において書面を交付したものとみなされることとされています。

これらの場合における、金融商品取引契約が締結された日の考え方については、協会員における管理上、有価証券の取引の場合、当該取引に係る注文の「受注日」又は「約定日」のいずれかに契約が締結されたものと解すことが可能であると考えられます。

したがって、例えば、顧客から一定期間有効な注文（出合注文）を受注する場合において、当該受注日の前1年以内に同種の金融商品取引契約が受注又は約定されていれば、仮に、当該出合注文が約定した日においては1年を超えていたとしても、改めて書面を交付する必要はないものと考えられます。

また、「書面を交付した日」とは、書面を発送した日と解すことが可能であると考えられます。なお、上場有価証券等書面や契約締結前交付書面の記載事項の内容については、受注時までに顧客が理解すべきものと考えられますので、顧客の手元には受注時より前に書面が届く必要があることに留意する必要があります。

参考条文等：金商業等府令第80条第1項第1号、第2号、第3項、第4項

問 11 金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号では、契約締結前交付書面等の交付に関し、あらかじめ、顧客に対して、一定の事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為が禁止されていますが、これにより、あらゆる顧客に対して書面交付以上の説明を行うことが必須となるのでしょうか。

答： 従来、証券取引法上の伝統的な説明義務は、目論見書の交付義務を始めとする「書面」の交付義務とされてきましたが、今般の契約締結前の書面交付義務に関しては、金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号において、顧客に必要な情報を適切に提供することを目的として、実質的な説明義務が設けられました。

同規定は、顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をせずに金融商品取引契約を締結することを禁止するものであり、その「方法及び程度」については、法令上特段の定めはありません。あくまで、顧客の属性（知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的）に照らして、顧客が契約締結前交付書面等の内容を的確に理解しているかという実質面が重視されることとなります。

したがって、顧客の属性によっては、取引の仕組みの簡易性・定型性なども考慮し、当該書面等を交付することにより、書面上の記載を通じて必要な「方法及び程度」による説明が行われたと解される場合もあるものと考えられます。

参考条文等：金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号、パブコメ回答 P385 (No. 40)、P387 (No. 48～50)、P388 (No. 53)

問 12-1 顧客が相続により有価証券を取得した場合において、契約締結前交付書面は、どのタイミングで交付することになりますか。

答： 顧客が相続により有価証券を取得した場合には、一般的には金融商品取引業者等と相続人との間で金融商品取引契約の締結は行われていないと考えられることから、金融商品取引業者等は、相続に際して契約締結前交付書面の記載事項のすべてを記載した書面を交付する必要はありません。

一方で、相続においては、有価証券の被相続人が存在しないため、被相続人から当該有価証券に係る情報を引き継ぐことができません。金商法 36 条に規定される誠実公正義務の一環として、相続人に対して相続対象となる金融商品について、書面による情報提供が必要になるものと考えられます。^(注)

このとき、交付する書面には、当該金融商品の保有または売付けに際して必要となる手数料等及び売付けに係るリスク、ならびに租税の概要など、当該金融商品に係る基本的な事項が記載されていれば足りると考えられます（問 12-4 参照）。なお、金融商品取引業者等が一般的に負っている誠実公正義務に照らすと、金融商品取引業者等は、当該書面の交付後も、これらの義務の範囲内において、当該相続の対象となった有価証券に関する情報の収集及び顧客への情報提供に努める必要があるものと考えられます。

また、この場合において、顧客がその後、当該有価証券を売り付ける際には、当該売り付ける行為は、金融商品取引契約に該当することから、あらかじめ、当該有価証券の売付けに関するリスク及び手数料等を記載した契約締結前交付書面の交付が必要となります。

なお、当該契約締結前交付書面は、相続の時点において交付しても問題ないものと考えられます。ただし、交付後、当該有価証券の売付けが行われるまでの間に手数料を引き上げた場合など、記載事項に顧客の投資判断に影響を及ぼすと考えられる変更がされたものがあるときは、改めて変更後の内容を記載した書面を交付する必要があるものと考えられます。

参考条文等：金商法第 36 条、金商業等府令第 80 条第 1 項、パブコメ回答 P280 (No. 48、49)

^(注) 顧客が新規に口座を開設する場合には、これとは別途、有価証券管理業務に関する契約締結前交付書面の交付が必要となります。

問 12-2 顧客が有価証券を振替又は持込みにより入庫した場合等において、契約締結前交付書面は、どのタイミングで交付することになりますか。

答： 顧客が他社で購入した有価証券を別の金融商品取引業者等に振替を行う場合、又は、以前購入した有価証券を金融商品取引業者等に持ち込む方法によって入庫した場合（以下「移管等」という。）は、一般的には金融商品取引業者等と顧客との間で金融商品取引契約の締結は行われていないと考えられることから、金融商品取引業者等は、原則として、当該有価証券の移管等に際して契約締結前交付書面を交付する必要はありません。

ただし、顧客が累積投資契約の付されている投資信託受益証券等について移管等を行う場合（投資信託の収益分配金により同一の投資信託が自動買付けされる場合を含む。）は、移管等先金融商品取引業者等が移管等元金融商品取引業者等から引き継いだ当該累積投資契約に基づいて顧客のために金融商品取引行為（投資信託受益証券等の買付けの媒介又は取次ぎ）を行うにもかかわらず、当該顧客に何の書面も交付しないことは、投資者保護上適当でないと考えられることから、当該投資信託受益証券等が移管等を受ける顧客口座に移管等がされた時点において、当該有価証券の買付けに係る書面による情報提供が必要になるものと考えられます^(注1)。

なお、この場合において、顧客がその後、当該有価証券を売り付ける際には、当該売り付ける行為は、金融商品取引契約に該当することから、売付けを行うまでの間に、当該有価証券の売付けに関するリスク及び手数料等を記載した契約締結前交付書面の交付が必要となります^(注2)。

また、当該契約締結前交付書面は、移管等の時点において交付しても問題ないものと考えられます。ただし、当該有価証券の売付けが行われるまでの間に手数料を引き上げた場合など、記載事項に顧客の投資判断に影響を及ぼすと考えられる変更がされたものがあるときには、変更後の内容を記載した書面を交付する必要があるものと考えられます。

参考条文等：金商業等府令第 80 条第 1 項、パブコメ回答 P282 (No. 60)

^(注1) 顧客が新規に口座を開設する場合には、これとは別途、有価証券管理業務に関する契約締結前交付書面の交付が必要となります。

^(注2) 累積投資契約の付されている投資信託受益証券等について移管等を受ける場合は、その際に目論見書及びその補完書面を交付することになることから、改めて売り付ける際の書面を交付する必要はありません。

問 12-3 顧客が贈与又は既に保有している株式等の発行者が合併、会社分割、株式交換等の組織再編成に伴い、株主等に対して新株予約権証券や種類株等の割当てを行った場合において、契約締結前交付書面は、どのタイミングで交付することになりますか。

答： 顧客が贈与により有価証券を取得した場合は、一般的には金融商品取引業者等と顧客との間で金融商品取引契約の締結は行われていないと考えられること、また、株式等の発行者の組織再編成に伴い、顧客が発行者から新株予約権証券や種類株等の有価証券の割当てを受ける場合も、当該有価証券は顧客が株主としての地位に基づき割当てを受けるものであり、一般的には金融商品取引業者等と顧客との間で金融商品取引契約の締結は行われていないと考えられることから、金融商品取引業者等は、当該有価証券の入庫に際して契約締結前交付書面を交付する必要はありません^(注1)。

ただし、累積投資契約の付されている投資信託受益証券等について贈与を行う場合（投資信託の収益分配金により同一の投資信託が自動買付けされる場合を含む。）は、金融商品取引業者等が贈与を受けた顧客のために金融商品取引行為（投資信託受益証券等の買付けの媒介又は取次ぎ）を行うにもかかわらず、当該顧客に何の書面も交付しないことは、投資者保護上適当でないと考えられることから、当該投資信託受益証券等が贈与を受ける顧客口座に入庫された時点（当該顧客の口座に当該有価証券が振替された時点）において、当該有価証券の買付けに係る書面による情報提供が必要になるものと考えられます。

なお、この場合において、顧客がその後、当該有価証券を売り付ける際には、当該売り付ける行為は、金融商品取引契約に該当することになることから、売付けを行うまでの間に、当該有価証券の売付けに関するリスク及び手数料等を記載した契約締結前交付書面の交付が必要となります^(注2)。

また、当該契約締結前交付書面は、入庫の時点において交付しても問題ないものと考えられます。ただし、交付後、当該有価証券の売付けが行われるまでの間に手数料を引き上げた場合など、記載事項に顧客の投資判断に影響を及ぼすと考えられる変更がされたものがあるときには、改めて変更後の内容を記載した書面を交付する必要があるものと考えられます。

参考条文等：金商業等府令第 80 条第 1 項

^(注1) 顧客が新規に口座を開設する場合には、有価証券管理業務に関する契約締結前交付書面の交付が必要となります。

^(注2) 累積投資契約の付されている投資信託受益証券等について移管等を受ける場合は、その際に目論見書及びその補完書面を交付することになることから、改めて売り付ける際の書面を交付する必要はありません。

問 12-4 相続時点で交付すべき書面、及び相続・贈与・振替等により在庫された金融商品の売付けに係る契約締結前交付書面にはどのような内容が記載されていけばよいでしょうか。また作成及び交付にあたって留意すべきことはありますか。

答： 相続に際して交付する書面には、当該金融商品の保有または売付けに際して必要となる手数料等及び売付けに係るリスク、ならびに租税の概要などが記載されていけば足りると考えられます。

この場合において、複数の金融商品に共通の書面として作成することもできます。書面による情報提供は、原則として、相続される金融商品各々に対して行われるべきものですが、相続される金融商品の手数料等及びリスクが同一の内容であるのであれば、一つの書面にまとめて記載し、交付することも可能と考えられます。この場合、その書面が対象とする相続される金融商品の名称を全て記入することが必要となります。

また、相続・贈与・振替等により在庫された金融商品の売付けに係る契約締結前交付書面については、売付けに際して必要となる手数料等及び売付けに係るリスク、ならびに租税の概要、ほか金融商品取引法令において規定される契約締結前交付書面としての記載事項が記載されている必要があります。

この場合において、当該契約締結前交付書面は、相続・贈与・振替等の時点において交付しても問題ないものと考えられます。

ただし、交付後、当該金融商品を売り付けるまでの間に、当該契約締結前交付書面に記載された手数料を引き上げた場合など、記載事項に顧客の投資判断に影響を及ぼすと考えられる変更がされたものがあるときには、改めて変更後の内容を記載した書面を交付する必要があるものと考えられます。

参考条文等：金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項、金商業等府令第 80 条第 1 項第 4 号・同第 83 条

問13 金商法第37条の3第1項の規定により顧客に交付する契約締結前交付書面等の写しの保存にあたっては、どのような点に留意する必要がありますか。

答： 金商業等府令第157条第1項第1号に規定される帳簿書類（金商法第37条の3第1項の規定により顧客に交付する契約締結前交付書面等の写し）は、基本的には顧客に交付した書面そのものの写しを保存する必要があります。

なお、顧客に交付した書面であっても、契約締結に至っていない書面については、保存する必要はないものと考えられますが、金商法第37条の3第1項ただし書により書面の交付が不要とされる場合として、金商業等府令第80条第1項第1号及び第2号の規定（契約締結前一年以内に上場有価証券等書面又は契約締結前交付書面を交付している場合の書面交付不要）並びに同項第3号の規定（契約締結前に一体化目論見書を交付している場合の書面交付不要）を利用する場合にあつては、これらの管理を適切に行うため、交付書面の保存を適宜行う必要があることに留意する必要があります。

また、書面の保存方法については、複数の顧客に対して交付した書面の内容が同一の内容であるような場合には、交付した顧客の名称及び交付日を特定することが可能であれば、交付書面の写しを1部のみ保存する方法をとることも可能であると考えられます。

参考条文等：金商業等府令第157条、パブコメ回答 P468（No. 27、28、30～32）

以 上